

道路に附帯して整備される、植樹帯、路肩、歩道、副道等の幹線道路の沿道の生活環境を保全するための道路施設。道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準について（昭和49年4月都市局長・道路局長通達）に基づく。

これら環境施設帯を整備することにより、排出ガス、騒音及び振動の周辺への影響の低減、道路景観の向上が図られる。

観測時間

騒音レベルを測定する際の基本又は単位とする時間であり、騒音の状態を一定とみなす時間として設定する。

距離減衰

騒音源又は振動源から離れるに従い、波面又は振動の広がりによって音圧又は振動レベルが減少していくこと。発生源の大きさや形状などにより減衰の状況は異なる。騒音では、小さい音源（点音源）では距離が2倍になると6 dB減少し、ベルトコンベアのように長いもの（線音源）ではある距離（ l/π ： l は音源の長さ）まで距離が2倍になると3 dB減少し、さらにある距離離れると同様に6 dB減少する。面音源の場合は近傍ではほとんど減衰がなく、多少離れると3 dB、さらに離れると6 dBの減少となる。

近隣騒音

飲食店などの深夜営業店のカラオケの音、物売り等の拡声器の音、家庭からの楽器や電化製品の音やペットの鳴き声等

建設作業騒音（振動）

建設作業（工事）によって発生している騒音（振動）。道路や建物の建設作業に伴う騒音は非常に大きく、機械から30 m離れた位置で75～90 dBのものが多い。騒音（振動）の規制は、それぞれの規制法に定められたものについて敷地境界線で基準値以下及び作業時間の定めがある。

航空機騒音

航空機の主として飛行に伴い発生する騒音。航空機騒音の特徴として、①その音が極めて大きい、②ジェット機などでは金属性の高い周波数成分を含む、③間欠的、場合によっては衝撃的、④上空で発生するため被害面積が広い等が挙げられる。また、離陸機と着陸機では離陸機、機種では古い機種、飛行距離では遠くに飛行するものほどそのレベルは大きく、飛行コースによっても大きく異なる。

工場騒音（振動）

工場・事業場から発生している騒音（振動）。工場の機械には騒音（振動）を出すものが多く、その騒音レベルは距離1 mで90～100 dBが大半となっている。規制は、工場内では、労働安全規制法、工場外に対しては騒音（振動）規制法があり、後者では規制対象工場を定め、工場の敷地境界線上でその外に出る騒音（振動）について、区域の区分及び時間の区分ごとに基準値を定めている。

実測時間

観測時間のうち、実際に騒音を測定する時間。例えば、道路交通量が一定以上で時間内の変化が小さいような場合には、観測時間1時間のうち実測時間を10分間とするなど。

残留騒音

ある場所におけるある事項の環境騒音（総合騒音）のうち、すべての特定騒音を除いた残りの騒音。特に都市部において都市全体を覆う（指向性の感じられない）遠方の道路交通騒音などが主な騒音源であると考えられる。なお、従来からこの残留騒音を指して「暗騒音（バックグラウンド）」と呼ぶ場合も見られた。

自動車騒音

自動車の運行に伴い発生する騒音。騒音規制法では、自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音（自動車単体での騒音：car noise）と指定地域内における道路での走行に伴い発生する自動車騒音（道路交通騒音）に分ける。前者は車種別及び走行状態により、後者は区域、車線数及び時間の区分により限度が定められている。

自動車騒音の許容限度

自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の許容限度

生活騒音

一般家庭の日常生活から発生する騒音。近年、都市の過密化やクーラー、ピアノなどの生活関連機器の普及に伴い問題となっている。

騒音規制基準

騒音規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、2種類の規制基準（工場騒音、特定建設作業騒音）を定めている。都道府県知事は、発生する騒音が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改

善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

騒音規制地域

騒音規制法においては、騒音の発生の規制の対象となる地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域とは、公害問題として公法上・行政上の規制を行うことにより公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

低騒音舗装

従来の舗装に比べて、表面のすき間が多いのが特徴。砂利などの骨材と骨材の間に透き間を開けてあり、空気がそこに逃げることができ、音が生じにくくなる。さらに排水性が良いため、水たまりが少なくなる。

特定建設作業

建設作業として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業であって、騒音規制法又は振動規制法に定められたものをいう。騒音規制法では5項目、振動規制法では4項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法又は振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベルの規制の場合それぞれ敷地境界線で、騒音レベルは85dB、振動レベルは75dB以下となっている。レベルの規制以外に1日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。

特定騒音

環境騒音の中で音響的に明確に識別できる騒音。騒音源が特定できることが多い。

用途地域

都市計画法第8条第1項第1号に定める第一種低層住居専用、第二種低層住居専用、第一種中高層住居専用、第二種中高層住居専用、第一種住居、第二種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用の12種類の地域区分。都道府県知事が指定する。指定されると、建築物の用途、高さ、建ぺい率の制限などが適用される。

騒音に関する環境基準における地域類型ではA地域は住居系の各地域、B地域は近隣商業、商業、準工業及び工業の各地域をほぼ該当させている。

また、騒音規制法、振動規制法の地域区分も都市計画法の用途地域を準用しているところが多い。

【振 動】

振動規制基準

振動規制法においては、地域住民の生活環境を保全するため、地域の自然的・社会的条件などを考慮し、2種類の規制基準（工場振動、特定建設作業振動）を定めている。市町村長は、発生する振動が規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれると認めるとき、改善勧告、さらには改善命令を発動することができ、改善命令に違反した場合には処罰が課せられる。

振動規制地域

振動規制法においては、振動の発生の規制の対象となる地域を都道府県知事が指定するという指定地域制度をとっている。指定地域とは、公害問題として公法上・行政上の規制を行うことにより公益的な見地から解決する必要があると認められる地域のことである。

振動規制法

工場・事業場と建設現場において発生する相当範囲にわたる振動について規制し、また、道路交通振動に係る要請の措置を定めて、生活環境保全と健康保護に資することを目的とする法律。地域を指定して規制する。

振動レベル

人間の振動感覚に合わせた振動感覚補正回路の振動計を使って測定した値をいう。単位は、デジベル（dB）を用いる。計量法の改正により「振動加速度レベル」と定義されたが、振動行政上では、従来どおり「振動レベル」と呼んでいる。

道路交通振動

道路を自動車が行き交うに伴って発生する振動。振動レベルの代表値（道路交通振動に係わる要請限度との比較の値）は L_{10} （80%レベルの上端値）を用いる。

補正加速度レベル

鉛直振動の振動数を f （単位ヘルツ）及び加速度実行値を A （単位メートル毎秒毎秒）とするとき、 A の基準値 A_0 （単位メートル毎秒毎秒）に対する比の常用対数の20倍すなわち $20 \log (A / A_0)$ （単位dB）で表したものを

要請限度（振動）